

東大和市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

東大和市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに記名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。